

# 山梨県公報

第千三百三十六号

平成十四年

十一月十八日

月 曜 日

## 目次

告示

道路の区域変更	六二一
河川区域の指定の一部改正	六一一
都市計画事業の事業計画の変更認可	六一一
建築基準法に基づく道路位置指定(二件)	六一一
国土調査の成果の認証	六一二
換地処分の実施	六一二

## 告示

### 山梨県告示第四百七十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十四年十二月九日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年十一月十八日

山梨県知事 天 野 建

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 四一一号
- 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
東八代郡石和町大字八田字塚の越五四八番地先から東八代郡石和町大字市部字上屋敷五三五番の二地先まで	八・〇〇 四五・〇	一七・〇〇 四五・〇		九四九・〇

### 山梨県告示第四百七十三号

一級河川上手川に係る河川区域の指定(昭和五十六年山梨県告示第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

平成十四年十一月十八日

山梨県知事 天 野 建

第三号図から第四号図に係る区域を次のように変更する。

(「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第四百七十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十四年十一月十八日

山梨県知事 天 野 建

- 施行者の名称 玉穂町
- 都市計画事業の種類及び名称 甲府都市計画下水道事業玉穂町公共下水道
- 事業施行期間 平成元年一月十二日から平成二十年三月三十一日まで
- 事業地

1 収用の部分

平成十年山梨県告示第三十一号の事業地に中巨摩郡玉穂町大字成島字川久保、字町西、字町東、字下田及び字前田、大字井之口字村西、大字下河東字八反田、字若宮、字上窪、字平田宮、字天神木、字細町、字中窪、字西河原、字西反甫、字清六、字扇田、字茶道、字下久保及び字百々、大字町之田字稲積及び字熊野、大字一町畑字川久保の各一部を加え、大字町之田字稲積及び字天満地内において事業地を変更する。

2 使用の部分

なし

### 山梨県告示第四百七十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路

の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年十一月十八日

山梨県知事 天野 建

- 一 道路の位置  
東八代郡石和町市部字上屋敷五三一番七及び字西町一一二五番五
- 二 道路の幅員  
最大 六・二メートル 最小 六・〇メートル
- 三 道路の延長  
三十三・五四メートル

山梨県告示第四百七十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年十一月十八日

山梨県知事 天野 建

- 一 道路の位置  
北巨摩郡双葉町龍地字北浦五三三番一、五三六九番一及び五三六六番三
- 二 道路の幅員  
六・〇二メートル
- 三 道路の延長  
八十九・一〇メートル

公 告

国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成十四年十一月十八日

山梨県知事 天野 建

- 一 調査を行った者の名称  
三富村及び敷島町
- 二 調査を行った時期

三富村 平成十年十月十六日から平成十一年三月二十日まで  
敷島町 平成十二年八月二日から平成十三年三月二十三日まで

- 三 成果の名称  
地籍図及び地籍簿

- 四 調査を行った地域

三富村大字徳和の一部地区

敷島町大字打返及び亀沢の一部地区

- 五 認証年月日

平成十四年十一月七日

換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営担い手育成基盤整備事業（白州地区第五工区）の換地処分を平成十四年十月二十九日実施した。

平成十四年十一月十八日

山梨県知事 天野 建